

CVMについて

1. CVMに関する検討の目的

CVMについては、計測精度等の課題についてしばしば指摘がなされていることから、事業分野横断的に公共事業評価に**CVM**を適用する際の考え方や留意点を整理する。

(背景)

- 近年、公共事業実施による効果として、経済効率性の向上のみならず、自然環境の改善や、快適性の向上等も重要となっている。
 - こうした非市場財的效果の計測事例が増加しているが、計測手法の一つである**CVM**については、事業評価監視委員会等の場において、的確な実施についての指摘がしばしばなされている。
 - 現在、**CVM**は、複数の事業評価マニュアルに便益計測手法として位置づけられているが、適用対象としている効果の内容や、マニュアルへの記載状況等は、事業分野によって異なっている。
 - そのため、国土交通省として、公共事業評価に**CVM**を適用する際の考え方や留意点を事業分野横断的に整理する。
-

2. CVMをマニュアルに記載している事業

事業名	記載内容	マニュアル名
河川・ダム事業 (河川環境整備事業)	CVMの実施手順を記載 (計測対象効果: 河川利用の推進、水質の改善、自然環境の改善)	河川に係る環境整備の経済評価の手引き (試案)
河川・ダム事業 (ダム周辺環境整備事業)	CVMの実施手順を記載 (計測対象効果: 環境改善)	ダム周辺環境整備事業における費用便益分析の手引き (案)
海岸事業	CVMの実施手順を記載 (計測対象効果: 海岸環境保全、海岸利用)	海岸事業の費用便益分析指針 (改訂版)
都市再生総合整備事業 (拠点整備型) 及び市街地環境整備事業	CVMが適用可能である旨記載 (計測対象効果: 施設存在便益、市民文化向上、歩行者移動サービス向上、上下移動快適性向上、悪天候対応快適性向上、人車錯綜回避)	都市再生総合整備事業及び市街地環境整備事業の新規採択時評価マニュアル (案)
下水道事業	CVMの実施手順を記載 (計測対象効果: 生活環境の改善、公共用水域の水質保全)	下水道事業における費用対効果分析マニュアル (案)
都市公園事業	特殊ケースの場合の便益計測のガイドラインとして、CVMの実施手順を記載 (計測対象効果: 遺跡・史跡の保存・保護、希少動植物の生息、土砂災害の防止、親水空間の提供 等)	小規模公園費用対効果分析手法マニュアル
	CVMが適用可能である旨記載 (計測対象効果は上と同じ)	大規模公園費用対効果分析手法マニュアル
港湾整備事業 (港湾環境整備事業)	CVMが適用可能である旨記載 (計測対象効果: 港湾緑地整備による緩衝・修景機能、休息機能)	港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル
	CVMの実施手順を記載 (計測対象効果は上と同じ)	港湾投資の評価に関する解説書 2004
観光基盤施設整備事業	CVMの実施手順を記載 (計測対象効果: 満足度向上、利便性向上、地域的外部効果)	観光基盤施設整備事業における費用対効果分析マニュアル

3. CVMの主な適用事例

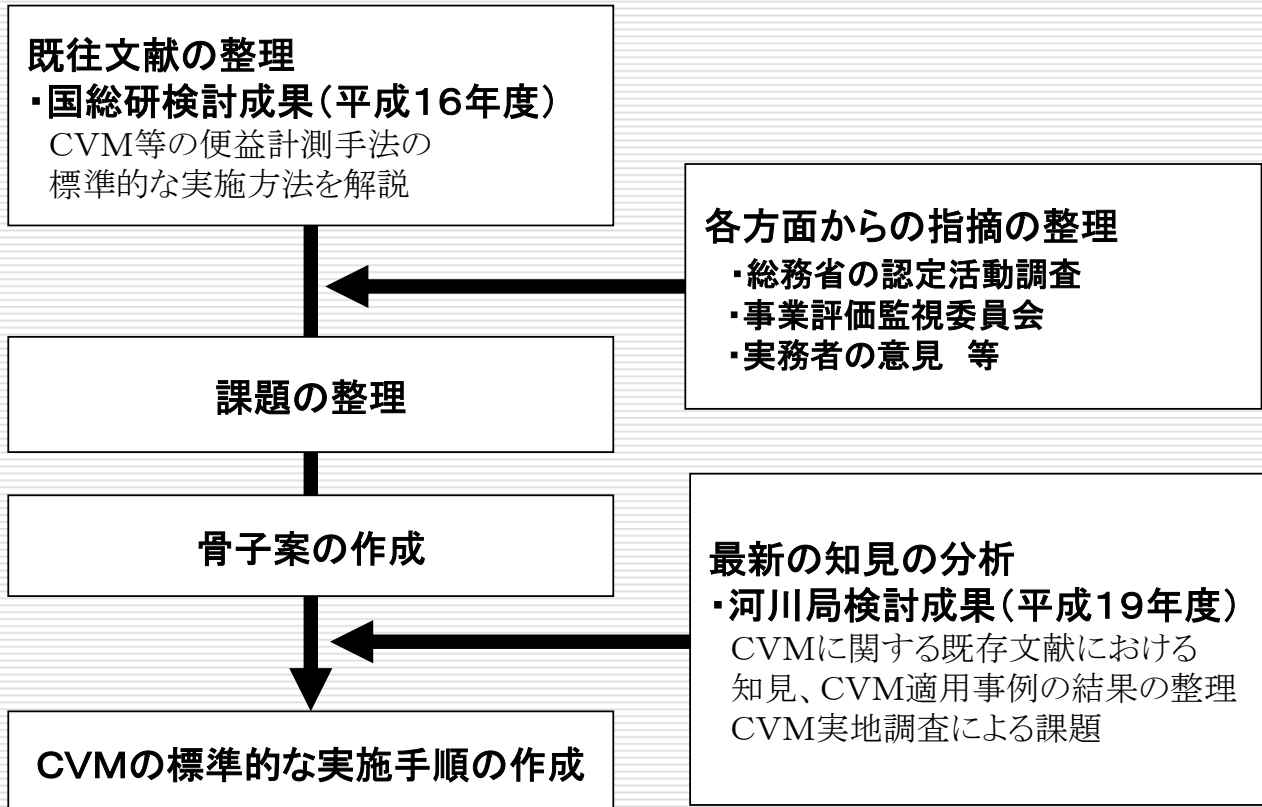
評価分類	年度	事業	CVMが計測している効果（整備内容）
新規	H15	観光基盤施設整備	満足度の増加、利便性の向上
	H16	河川	十分な水を流し、魚や虫の住みやすい生態系ならびに景観保全を実現
	H16	河川	魚がすみやすいよう魚道を確保
	H17	河川	水辺の楽校、親水護岸の整備ならびに魚道の設置
再評価	H16	河川	水辺プラザ整備による散歩やレクリエーション等
	H16	河川	散策道・植栽、緩傾斜スロープ整備、航路浚渫
	H17	河川	景観に配慮した護岸整備、地域住民の利用
	H18	港湾緑地整備	港湾周辺環境の改善
	H18	都市公園	住民にとってのシンボリック価値の向上
事後	H16	河川	水質浄化
	H16	河川	内水排除、水質浄化に係る環境改善

4. CVMに対する課題の指摘・要望

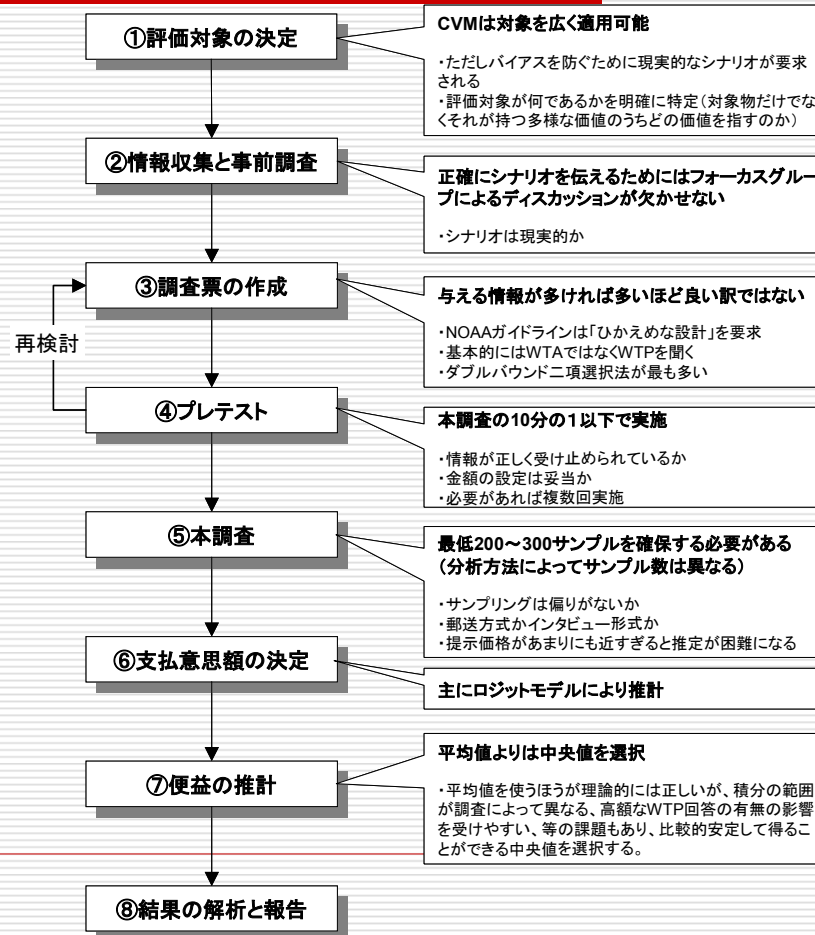
CVMについては、以下のような指摘・要望が示されている。今後、各事業所管部局の実務担当者が抱える課題についても整理が必要である。

関係機関等	指摘・要望の内容
事業評価手法検討部会（技術指針）	•CVMやコンジョイント分析の精度向上に向けた検討
事業評価監視委員会	•CVM、TCM、代替法の適用方法の精緻化 •CVMの適用、環境の効果・影響の扱い等に関する事業間での整合性確保やマニュアルの統一性
地方整備局担当者の意見	•わかりやすいマニュアルの作成（特にCVM・TCM・代替法の適用方法の解説）
総務省「各府省が実施した政策評価の点検結果」	•手法適用の妥当性（公園事業の便益はCVMではなく利用実績に基づき便益を計測すべき） •適切なサンプル抽出の実施

5. とりまとめの方針



6. 外部経済評価の解説(案)の概要



7. 指針の構成(案)

(1) CVMの評価の概要

- 1) CVMの概要
- 2) 支払意思額の把握方法
- 3) CVM適用上の留意点

(2) 評価対象の決定

- 1) 対象事業の特定とシナリオ作成
- 2) 調査範囲(母集団)の設定
- 3) 調査方法の決定

(3) 情報収集と事前調査

- 1) 概算の支払意思額の把握
- 2) 便益集計に必要なデータの整理

(4) 調査票の作成

- 1) 支払意思額の回答方式の選定
- 2) 調査票の作成

(5) プレテスト

- 1) プレテストの目的
- 2) プレテストの標本数
- 3) プレテストでの検証のポイント

(6) 本調査

- 1) 本調査の標本数
- 2) サンプルの抽出
- 3) 本調査の実施場所
- 4) 支払意思額を記入しない場合の処理

(7) 支払意思額の決定

- 1) 異常値の排除
- 2) 個人の支払意思額の推定

(8) 便益の推計

- 1) 支払意思額の集計
- 2) 集計結果の信頼性の確認

(9) 結果の解析と報告

- 1) 結果の解析
- 2) 結果の報告

8. ご議論いただきたいポイント

- 課題の整理や指針のとりまとめに当たって配慮すべき事項はあるか。

 - 指針の活用に当たって配慮・検討すべき事項はあるか。
-